

救急医療 情報キット

配布事業のご案内



こんな時に活用します

- ① 利用者が救急車を要請した際に、迅速な医療情報の活用を行います。
- ② 緊急時及び災害時等、緊急事態発見者から緊急連絡先への迅速な連絡のため、情報の活用を行います。

救急医療情報キットとは

緊急時に必要な情報をキットに入れ冷蔵庫に保管。迅速な救急活動に役だてます。

① 119番通報



② 到着・救急活動



③ 確認 (キットを必要と判断した場合)



④ 搬送



配布対象者 石垣市内に住所を有している次のいずれかに該当する方

①健康上不安を抱える者

②その他、本会の会長が必要と認める者

配布方法 本人または代理の方が、次の窓口で「申請書」を記入しキットを受け取る

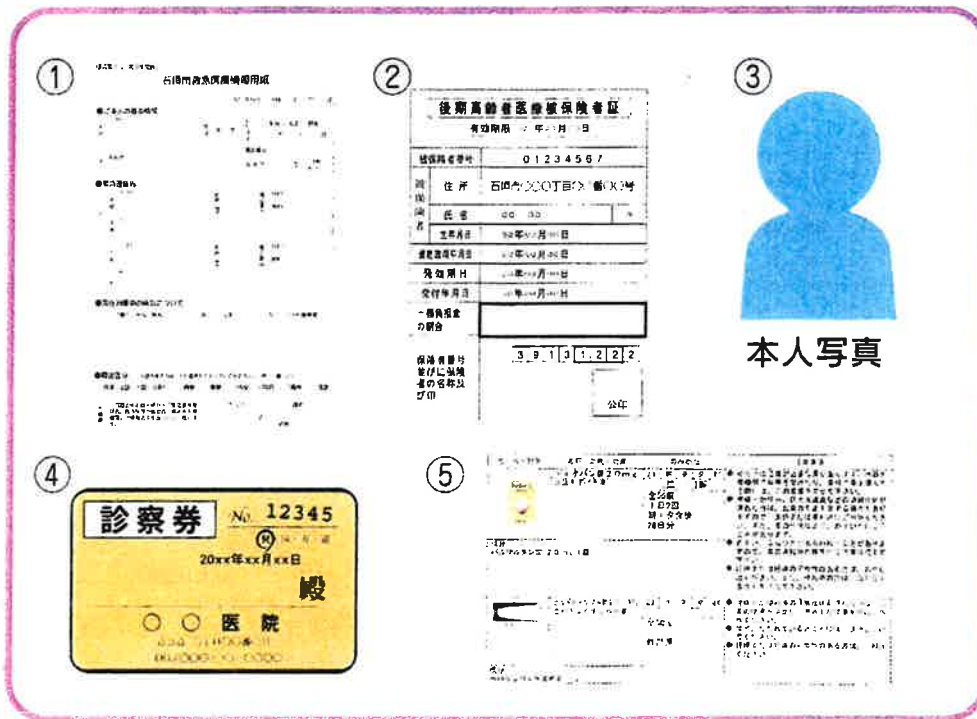
申込 石垣市社会福祉協議会(石垣市健康福祉センター内)

配布 利用者へ「救急医療情報キット」、「情報用紙」、「ステッカー2枚」が配布されます。

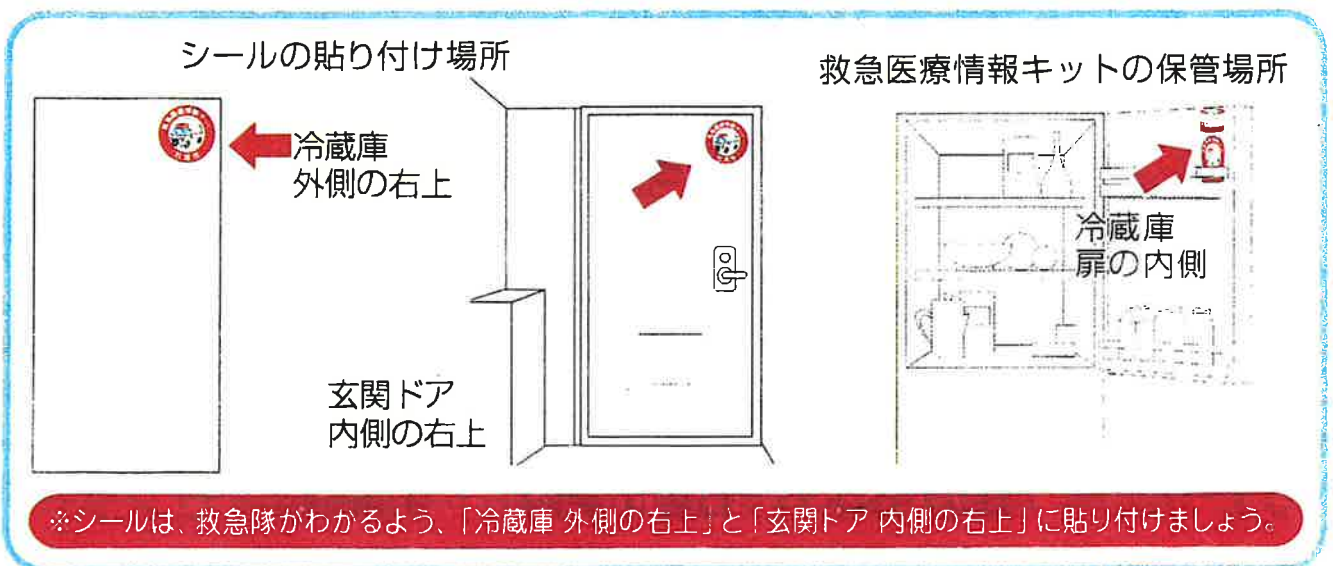
保管 利用者は「情報用紙」を記入し、冷蔵庫に保管すると共に、ステッカーを①玄関の内側と②冷蔵庫の扉に貼り付けます。

救急医療情報キットに入れるもの

- ① 救急医療情報用紙（かかりつけ医療機関、かかっている病気、緊急連絡先などを記入する）
 - ② 健康保険証（写）
 - ③ 写真（本人が確認できるもの）
 - ④ 診察券（写）
 - ⑤ 薬剤情報提供書（写）または、お薬の説明書（写）など
- ※②～⑤は、ご本人の判断で必要に応じてご用意下さい。



救急医療情報キットの保管





救急医療情報キットの
ご利用にあたっては、
以下の点をご了解ください。

- 1 玄関ドアの内側にシールが貼られている場合は、本人及びご親族等の同意を得ることなく、救急隊が冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出すことがあります。
- 2 救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、救急医療情報キットの保持者であることが分かっている場合でも、その救急活動によって活用されない場合もあります。
- 3 救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、症状等の状況では救急医療情報用紙に記載された「かかりつけ医療機関」に搬送されない場合があります。
- 4 救急医療情報用紙の記載内容は、定期的に見直し、情報に変更がありましたら、内容を書き換えてください。なお、内容を書き換えたときは、書き換えた年月日を用紙の右上に記入願います。
- 5 救急医療情報キットの中に入れる「健康保険証（写）」は、あくまでも情報源の一つです。搬送先の医療機関には、「健康保険証の原本」をお持ち下さい。

お問い合わせ先

石垣市社会福祉協議会

〒907-0004 石垣市字登野城 1357-1(健康福祉センター内)

電話 0980-84-2211

FAX 0980-84-1199